

一般社団法人全国介護事業者連盟 倫理規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人全国介護事業者連盟（以下「連盟」という）の役員および会員が、介護・障害福祉サービス等の担い手として社会的責任を自覚し、誠実かつ健全な行動をとるための基準を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本規程は、本会の役員および会員に適用する。

2. 会員が法人その他の団体である場合、当該会員はその代表者または連盟の活動に参加する者に対し、本規程の趣旨を周知し、遵守させる義務を負う。

（法令の遵守と不正請求の根絶）

第3条 役員および会員は、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法をはじめとする関係法令を厳格に遵守し、高い倫理観を持って事業を運営しなければならない。

2. 役員および会員は、介護報酬および障害福祉サービス等報酬の不正請求、その他不適切な事業運営を断じて行ってはならず、公正かつ透明な経営を徹底しなければならない。

（利用者の尊厳と虐待の防止）

第4条 役員および会員は、高齢者、障害者および児童の尊厳と人権を最優先に尊重しなければならない。

2. 役員および会員は、いかなる理由があっても利用者に対する虐待や人権侵害を行ってはならない。また、自らが経営する事業所においてこれらが発生しないよう、職員への教育および指導・監督を徹底しなければならない。

（品位の保持と公私の峻別）

第5条 役員および会員は、福祉・介護業界のリーダーとして常に高い社会的品位を保ち、連盟の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

2. 役員および会員は、連盟の活動および自らの事業運営において、公私のけ

じめを厳格にし、その立場を個人の利益や特定の組織のために利用してはならない。

3. 役員および会員は、インターネットや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を利用して情報発信を行う際、他者への誹謗中傷、差別の助長、または連盟や業界の信用を損なうような不適切な発言を行ってはならない。
4. 役員および会員は、連盟が主催する活動の場および自らの事業所における業務時においては、利用者に不安や威圧感を与えないよう清潔な身だしなみを心がけ、入れ墨（タトゥー）を露出してはならない。衣服やサポーター等により、他者から見えないよう適切な措置を講じるものとする。

（職場環境の整備とハラスメントの防止）

第 6 条 役員および会員は、働く職員が安心して能力を発揮できるよう、適切な労働環境を整備しなければならない。

2. 役員および会員は、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等のあらゆるハラスメント行為を容認せず、その防止に努めなければならない。

（秘密保持と個人情報の保護）

第 7 条 役員および会員は、連盟の活動および自らの事業を通じて知り得た利用者、家族、職員、および他の会員に関する個人情報や秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（反社会的勢力の排除）

第 8 条 役員および会員は、暴力団をはじめとする反社会的勢力、またはこれらに準ずる不適切な組織・個人とは、一切の関係を持たず、これらを断固として排除しなければならない。

（違反時の措置）

第 9 条 役員がこの規程に違反し、連盟の名誉を著しく毀損したとき、または連盟の活動目的に反する行為があったときは、定款、各種規程その他関係法令に基づき、役員の解任、または会員からの除名等の処分を行うことができる。